

嘉麻市人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用者及び退職者数の状況（平成22年度退職者及び平成23年度採用者）

(単位：人)

区 分	退 職 者 数				採 用 者 数		
	定 年	勸 奨	その他	合 計	大学卒	短大・高校卒	合 計
一 般 職 員	9	6	3	18	2	0	2
技能労務職員	1			1			—
合 計	10	6	3	19	2	0	2

※ 技能労務職員とは、単純な労務に雇用される職員で、自動車運転手、調理員等をいいます。

※ 退職者数のその他とは、自己都合、死亡、免職等による退職です。

(2) 職員数の状況

(単位：人)

区 分		H22.4.1	H23.4.1	増 減
一 般 行 政 部 門	議 会	6	5	△1
	総 務	88	82	△6
	税 務	24	24	0
	民 生	133	127	△6
	衛 生	36	35	△1
	労 働	1	0	△1
	農 林 水 産	25	21	△4
	商 工	8	8	0
	土 木	39	39	0
	小 計	360	341	△19
特 別 行 政 部 門	教 育	69	71	2
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	22	22	0
	国保・介護	22	22	0
	小 計	44	44	0
合 計		473	456	△17

※ 職員数には教育長及び再任用職員が含まれます。

2 職員の給与の状況

(1) 平均給料月額、平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	334,747円	43歳 8月
技能労務職	329,993円	48歳 3月

※ 一般行政職とは、税務職、保健師、保育士、企業職、技能労務職を除いた職です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等（平成23年4月1日現在）

1日の勤務時間	1日の執務時間の割り振り	
	執務時間	休憩時間
7時間45分	8:30～17:00	12:15～13:00

1週間の勤務時間	週休日・休日
38時間45分	週休日：土曜日・日曜日 休日：祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※ 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員（保育所、図書館等に勤務する職員）については上記とは異なります。

(2) 休暇等の概要（平成23年4月1日現在）

区分	内容
年次有給休暇	1年につき最高20日間付与され、前年からの繰越分を含めると最高40日間となります。
病気休暇	負傷または疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。
特別休暇	結婚、出産その他特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

(3) 年次有給休暇の取得状況（平成22年1月1日～平成22年12月31日）

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	取得率
13,776日	4,515日	356人	12日7時間	33.0%

※ 全対象職員とは、平成21年1月1日から平成21年12月31日までの全期間を在職した一般職員をいい、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員を除きます。

(4) 介護休暇の取得状況

平成21年度においては、介護休暇取得者はありませんでした。

(5) 育児休業の取得状況（平成22年度の新規承認者）

（単位：人）

区分	取得者数	承認期間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性	—						
女性	6		2	2	1		1
計	6		2	2	1		1

※ 育児休業とは、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況（平成22年度）

（単位：人）

処分事由	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合				—
心身の故障の場合			15	15
職に必要な的確性を欠く場合				—
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合				—
刑事事件に関し起訴された場合				—
合計	—	—	15	15

※ 分限処分とは、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことです。

平成22年度においては、懲戒処分者はありませんでした。

5 職員のサービスの状況

職員にはサービス上の義務が地方公務員法によって規定されています。主な義務は以下のとおりです。なお、職務専念義務と営利企業等への従事制限については、条例規則等で定める一定の条件のもと、免除又は許可を行うことができます。

平成21年度においては、サービス義務違反により処分された職員はありませんでした。

サービス上の義務 （地方公務員法）	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為への制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事制限
----------------------	--

6 職員の研修の状況（平成22年度）

区 分		研修名又は概要	受講者数
庁 内 研 修		人事考課訓練研修	175人
		人事考課制度研修	170人
		面談スキルアップ研修	50人
		職場内安全衛生管理研修	89人
		男女共同参画研修	236人
		人権研修	456人
派 遣 研 修	福岡県市町村職員研修所	地方自治法等	48人
	市町村職員中央研修所	法令実務等	6人
	同和問題強化月間講演会	講演会（春日市）	11人
	セク・ハラ相談員研修	女性問題に係る相談員養成講座	3人
	日本経営協会	滞納処分ができない債権回収等	3人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の定期健康診断の状況（平成22年度）

区 分	実 施 日	受診者数
定期健康診断	平成22年8月24日～12月24日	462人

(2) 公務災害の発生状況（平成22年度）

区 分		災害件数
公 務 災 害	職務遂行中の負傷	6件
	職務に伴う合理的行為又は準備・後始末中の負傷	—
	出張中の負傷	—
	レクリエーション参加中の負傷	—
	その他の行為中の負傷	1件
通 勤 災 害		—

8 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他勤務条件に関して、市当局より適当な措置がとられるよう、公平委員会に要求することができます。

平成22年度における措置要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒処分など、その意に反する処分を受けた場合には、公平委員会に不服申立てができます。

平成22年度において不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。